

一関市猿沢伝承交流館条例施行規則の一部を改正する規則

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
電気器具等（消費電力量500W以上のものに限る。_____）を持込使用する場合の電気料金	<u>1回につき消費電力量1kWhまで</u>	50円	電気器具等（消費電力量の合計が500Wを超える場合に限る。）を持込使用する場合の電気料金	<u>コンセント1か所につき1時間（コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。）</u>	50円
	1回につき消費電力量1kWhを超える場合	<u>3kWhまでは100円とし、3kWh増すごとに50円を加算する。</u>			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。